**平成２５年（フ）第１１５号**
神奈川県秦野市緑町17番19号
債務者　舘　千砂子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２５年（フ）第２号**
新潟県燕市吉田水道町２番17号
債務者　森山みつえ
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第２３号**
新潟市秋葉区荻島１丁目15番12号
債務者　漆山　　薫
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第４３号**
新潟市東区東中島２丁目10番７号　村山ハウス６号棟
債務者　永島　祐子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第６４号**
新潟市東区新石山１丁目12番地１　こでまり1910号
債務者　阿部　敏雄
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第７３号**
新潟市中央区早川町３丁目3225番地４
債務者　山田　　浩
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第７９号**
新潟市中央区東堀前通８番町1377番地　潮荘206号
債務者　加藤　秀治
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第８７号**
新潟市中央区日の出３丁目７番１号　パレ・ドール日の出402号
債務者　近藤　竜一
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第２０号**
新潟県新発田市東新町１丁目５番１号　Ｂａｇｅｌ＆ＭｕｆｆｉｎＭ１、住民票上の住所新潟県村上市宿田1212番地２
債務者　遠山　　剛
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２５年（フ）第２２号**
新潟県阿賀野市外城町８番21号
債務者　柳　　諭子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２５年（フ）第５５号**
愛知県一宮市浅井町大日比野字東屋敷22番地１
債務者　駒野　昭雄
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２５年（フ）第６５号**
愛知県一宮市富士３丁目３番８号　カインドネス一宮311号
債務者　永井　信雄
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２５年（フ）第９３号**
愛知県犬山市長者町３丁目147番地　サンリューラ101
債務者　比嘉　秀和
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２５年（フ）第３０号**
香川県高松市円座町995番地　サンタウン円座Ｅ棟Ｅ101号室
債務者　藤田実千代（旧姓石﨑）
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２５年（フ）第５３号**
香川県高松市木太町2460番地35　南マンション202号
債務者　谷本由美子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２５年（フ）第８１号**
香川県さぬき市志度4559番地35
債務者　多田　幸美（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２４年（フ）第２２５２号**
名古屋市南区豊１丁目８番15号　コーポ鈴木101号、従前の住所名古屋市南区明治１丁目13番４号
債務者　岩井　敏子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部